

**令和2年度から令和4年度鳥獣被害防止総合対策交付金
(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)
に関する改善計画**

1 事業の導入及び取組の経過

出雲市において有害鳥獣による農作物被害は、農業意欲の低下や耕作放棄地の増加の要因のひとつとなっている。特にイノシシの令和元年度の被害額は多く、農作物被害はもとより、田の畦畔や耕作道などの掘り起こし、あるいは、民家の庭先まで出没し、石垣や庭を荒らされる被害も多数寄せられている。

このような被害をなくすためにも広域的な防護柵の設置や柵の維持管理の指導、効率的な捕獲による個体数の減少に取り組んでいる。

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

防護柵の設置については、年々進んでおり、整備目標はおおむね達成している。一定の効果が見られ、イノシシの捕獲頭数も令和元年度から増加傾向にあるが、柵を設置していない農地や柵の管理が不十分な農地にイノシシが侵入し局地的に農作物被害があった。

また、被害面積については、令和3年度に比べ令和4年度は減少しているもののイノシシ以外にカモによる小麦への被害が多く見られた。

3 実績及び改善計画

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (令和4年)	基準年度 の実績 (平成30年)	1年目 (令和2年)	2年目 (令和3年)	3年目 (令和4年)		
被害防止 計画(被害の軽減 目標)	被害金額 (万円)	ニホンジカ イノシシ ヌートリア等	256	366	404	450	328	35	310
	被害面積 (ha)	ニホンジカ イノシシ ヌートリア等	5	7	16	14	8.5	-75	9.8

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 3 指標ごとの合計も記載すること。
 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分 (整備事業を実施した場合に記載)

区分	指標	事業実施後の状況					改善計画				
		目標 (令和4年)	計画 策定時 (平成30年)	1年目 (令和2年)	2年目 (3年)	3年目 (4年)	改善計 画策定 (5年)	1年目 (5年)	2年目 (6年)	3年目 (7年)	
鳥獣被害 防止施設	利用量 (km、ha 等) ※市補助 分含む	防護ネット	防護ネット	防護ネット	防護ネット	防護ネット	防護ネット	防護ネット	防護ネット	防護ネット	
		9 km	0 km	1.6 km	1.75 km	2.85 km	3 km	1 km	1 km	1 km	
		電気牧柵	電気牧柵	電気牧柵	電気牧柵	電気牧柵	電気牧柵	電気牧柵	電気牧柵	電気牧柵	電気牧柵
		51 km	0 km	20.6 km	21.6 km	16.9 km	51 km	17 km	17 km	17 km	
	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ	
	15 km	0 km	5.97 km	10.08 km	17.5 km	15 km	5 km	5 km	5 km		
				(うち交 付金分： 1.08 km)							
	利用率 (%)	100	0	防護ネット 17.7 電気牧柵 40.3 ワイヤーメッシュ 39.8	防護ネット 37.2 電気牧柵 82.7 ワイヤーメッシュ 107.0	防護ネット 68.8 電気牧柵 115.8 ワイヤーメッシュ 223.6	100	33	66	100	
	収支差 (千円)										
	収支率 (%)										
	累積 赤字 (千円)										

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
2 収支率は、収入／支出×100とする
3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

交付金を活用し、令和3年度からイノシシ捕獲檻を増設したことにより、捕獲頭数の増加や被害額の減少に一定の効果があったことから、引き続き捕獲檻の増設による捕獲の強化に努める。

鳥獣被害対策は、個々での取り組みに比べ広域的な取組みの方がより効果的である考えられており、広域的な防護柵の設置、地域ぐるみの放任果樹の撤去等の生息環境管理も推進していく。

5 改善計画を実施するための推進体制

出雲市有害鳥獣被害対策協議会の構成員である出雲市有害鳥獣捕獲班、地元の被害農家と連携協力し、島根県の指導のもと取り組む。